

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業全体の計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

特別管理産業廃棄物の収集運搬

※特別管理産業廃棄物の種類

次ページ参照

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物 （特別管理産業 廃棄物）の種類	運搬量 （t/月 又は m <sup>3</sup> /月）	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	備考		
				性状	予定排出 事業場の 名称及び 所在地	予定排出先の名称 及び所在地
1	廃油	200 ㍻/ 月	無	※	管内給油 所	アースポート（株） 松江市八幡町 882-2
2	廃プラスチック 類	200 ㍻/ 月	無	※	管内病院 他	アースポート（株） 松江市八幡町 882-2
3	廃アルカリ	200 ㍻/ 月	無	※	管内病院 他	アースポート（株） 松江市八幡町 882-2
4	廃石綿等	200 ㍻/ 月	無	※	解体現場	タカセ興産（株） 簸川郡斐川町大学 学頭 4026-1
5						
6						
7						
8						

備考：取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること

※印は、受注状況に応じて対応する。

## 「特別管理産業廃棄物の種類」

### ○廃油

揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルプ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。

### ○廃酸

水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は、水銀またはその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルプ、ベンゼン、セレン又はその他化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。

### ○廃アルカリ

水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロロエタン、シス-1・2ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルプ、ベンゼン、セレン又はその他化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。

## ◎特別有害産業廃棄物

### ○廃石綿等

